

## 日本語通訳ビジネス科 修学上のきまりと諸手続き

### [ 授 業 日 ]

月曜日から金曜日までの週 5 日とする。

### [ 授 業 時 間 ]

午前 9 時 10 分始業時刻とする。

授業時間は原則として次の通りとする。

1 時限 9 時 10 分～10 時 00 分

2 時限 10 時 10 分～11 時 00 分

3 時限 11 時 10 分～12 時 00 分

昼休み 12 時 00 分～ 1 時 00 分

4 時限 1 時 00 分～ 1 時 50 分

5 時限 2 時 00 分～ 2 時 50 分

6 時限 3 時 00 分～ 3 時 50 分

\* 学生は 9 時までに着席し、授業を受ける準備をする。

\* 教室の使用は原則として午後 5 時までとする。午後 5 時以降の使用を希望する場合は、事前に担任に申し出て許可を得なければならない。

### [ 遅 刻 ・ 早 退 ]

20 分以上の遅刻・早退は、1 授業時間数の欠席とみなす。

20 分未満の遅刻・早退は、3 回で 1 授業時間数の欠席とみなす。

\* 授業時間中に一時退出した場合も遅刻・欠席とみなす。

\* 台風や事故などで交通が混乱した場合は遅刻を許容する時間を学校が決定する。

### [ 届 ・ 願 ]

#### (1) 欠席届

3 日以上 2 か月以内の欠席をする場合は、欠席届(本校所定)を教務部に届け出ること。

但し、病気による欠席は別に医師の診断書を添える。

#### (2) 公欠願

次の各号のいずれかに該当する者は、公欠と認め出席扱いとする。

公欠願(本校所定)に必要な印または証明書を添付して担任の印をもらい、公欠が終了後、原則として 1 週間以内に教務部に提出すること。

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ① 結婚 / 本人                     | 7 日 |
| 2 親等以内の親族                     | 1 日 |
| ② 忌引 / 1 親等の親族、配偶者、同居中の配偶者の父母 | 7 日 |
| 2 親等                          | 5 日 |

3 親等、配偶者の父母、配偶者の兄弟姉妹

3 日

\*但し、自国へ帰国する場合は、別に往復日数（通常2日）を加算する。

\*土、日、祭日は上記日数に含む。

- ③ 日時を指定された、大学への出願・入試および就職活動の際の就職試験や面接（2年次のみ）など
- ④ 感染症に罹患した場合
- ⑤ 入国管理局での在留期間更新手続き  
担任に相談し、認められれば13:00以降は公欠を認める。入管のサイトで申請日時を予約できるので授業に支障のないように行くこと。
- ⑥ 本校が特に正当な理由と認めた場合

### (3) 休学願

病気その他やむを得ない事情により2か月以上1か年以内休学しなければならない場合は、休学届（本校所定）に記入し、学生証を添えて教務部に提出し、学校長の許可を得ること。但し、病気による場合は別に医師の診断書を添えること。

### (4) 復学願

復学しようとする場合は1か月前までに、復学願（本校所定）を教務部に提出し、学校長の許可を得ること。

学生は教務部の指示により学費の全額または差額を納入した後に、決められた科・クラスに復学する。

### (5) 退学届

修学不可能な場合は退学届（本校所定）に学生証を添えて教務部に提出し、学校長の許可を得ること。但し、病気による場合は別に医師の診断書を添えること。

その他の添付書類は次の通りとする。

- ① 他校進学の場合・・・進学先の「入学許可書」の写し
- ② 帰国の場合・・・出国・入国スタンプが押されたパスポートページの写真・穴の空いた在留カードの写真（ファックスあるいはメール等で提出する）
- ③ 就職の場合・・・雇用契約書類および在留カード（就労ビザ）の写し

### (6) 追試験願

追試験を受ける場合は、追試験前に追試験願（本校所定）に追試験料を添えて教務部に提出し、受験票を受け取ること。

### (7) 再試験願

再試験を受ける場合は、再試験前に再試験願（本校所定）に再試験料を添えて教務部に提出し、受験票を受け取ること。

- \* (1) (2) の手続きが必要な学生は、担任に休みを申し出てから手続きをすること。
- \* (3) (5) の手続きが必要な学生は、担任に申し出てから手続きをすること。
- \* (6) (7) の手続きは、担任からの指示を受けてから手続きをすること。

[ 除 籍 ]

次の各号に該当する者は除籍とする。

- ① 正当の理由がなく1か月以上引き続き欠席した者。
- ② 出席が常でない者。
- ③ 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- ④ 素行不良で改善の見込みのない者。
- ⑦ 学校の秩序を乱し、学生の本分に違反したと認められる者。
- ⑧ 指定日より3か月以内に学費未納の者。

#### [証明書の交付]

証明書の交付を受けるときは、教務部で所定の用紙に必要事項を記入し、下記の手数料の証紙を貼って、交付申請手続きを行う。交付日は申請翌日から3日後、但し英文証明書は2週間後・健康診断書は5日後（土、日、祭日を除く）となるので早めに申請すること。

在学証明書	200円
成績・出席証明書	200円
卒業見込証明書	200円
卒業証明書	200円
在籍期間証明書	200円
推薦書	300円
その他の証明書	300円
英文証明書	500円
健康診断証明書	500円

\*卒業見込証明書は卒業年次の11月から発行することができる。

\*出席率が不足しているために卒業できないことが判明している場合は、卒業見込証明書は発行しない。

\*証明書の内容によっては発行に通常の交付日より時間がかかることもある。

#### [諸手続き手順]

- 1) 諸証明書、学割の発行  
学生から申請→教務部で作成・発行→学生にお渡し
- 2) 諸証明書のうち推薦書および他校用紙による証明書  
(担任に申出後) 学生から申請→教務部で確認・受け付け→担任教員が作成→教務部で発行→学生にお渡し
- 3) 公欠願、欠席届、休学願、退学届  
(担任に申出後) 学生から申請→教務部で記入指導  
→学生が担任教員の印をもらいに研究室へ→学生から教務部に提出
- 4) 追試験願、再試験願  
(担任からの指示後) 学生から申請→教務部で記入指導  
→学生が担任教員の印をもらいに研究室へ→学生から教務部に提出→学生は受験票(届

出用紙の半券)をもって試験の教室へ

#### 5) 復学願

学生から申し出➡教務部で記入指導

#### [住所・氏名変更]

学生や保証人の住所・電話番号・氏名が変更になった時は、教務部に届け出ること。但し、学生の改姓・改名の時は、学生証に改姓・改名届を添えて教務部に提出すること。

#### [保証人の変更]

保証人を変更するときは、教務部に届け出ること。

#### [ 学 生 証 ]

学生証は本校の学生であることを証明する大切な証明書であるので、学生は常に携帯し、汚したり、紛失したりしないよう心掛けること。氏名は英文表記となる。万一、学生証を紛失したときは、他人に悪用される恐れがあるので、すみやかに教務部に届けて、再発行の手続きをすること。料金は2,000円。

#### [ 学 割 証 ]

学割証(学校学生・生徒旅客運賃割引証)の交付を受けるときは、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、学生証(写真添付のもの)を提出して各自教務部へ申し込むこと。

学割証有効期間は発行日より3か月間(但し、卒業年次の学割証有効期限は3月31日)

学割証使用上の注意:

- ・JRで片道100キロメートルを超えて旅行する場合に有効。
- ・1年間に一人10枚まで利用することができる。
- ・学割証によって請求した割引普通乗車券は、この学割証の記名者以外の者は使用できない。

#### [通学証明書]

JR・私鉄・バス等の通学定期券は、学生証および通学証明書を提示することによって購入できる。

\*学生証の裏に貼ってある「通学定期乗車券発行控」に通学区間と住所を記入すると、通学証明書の代わりになる。

#### [定期健康診断]

年に1回(4月)学校保健安全法に定められた定期健康診断を実施する。

健康診断ではX線撮影と内診を行う。

#### [教務部事務取扱時間]

月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 5 時（祝日・学園創立記念日を除く）

電話番号 03-3299-2011

# 日本語通訳ビジネス科 成績評価と卒業に関するきまり

## [テスト]

第1条 試験は以下のとおり実施する。

- (1) 小テスト
- (2) 前期期末試験・後期期末試験
- (3) 追試験（該当者のみ）
- (4) 再試験（該当者のみ）

## [単位認定]

第2条 各科目 50分授業 15回を1単位とする。

## [成績評価]

第3条 成績評価は科目ごとの試験成績・課題の評価を総合して決定する。  
成績評価の基準は次のとおりとする。

### 【専門科目】

- S……100点～90点
- A…… 89点～80点
- B…… 79点～70点
- C…… 69点～60点
- F…… 59点以下

注：C以上は単位認定、Fは不合格とする。

### 【特別科目／自由選択科目】

- P…… 出席率 80%以上
- F…… 出席率 80%未満

注：Pは単位認定、Fは不合格とする。

## [進級]

第4条 進級資格は次のとおりとする。

- (1) 入学から1年次2月末日までの出席率が80%以上であること。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の期末試験を受験し、成績評価がC以上であること。
- (3) 1年次に57単位以上を取得すること。

## [進級資格喪失]

第5条 次の者は進級資格喪失となる。

- (1) 入学から1年次2月末日までの出席率が80%未満の者。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の単位のF評価がある者。
- (3) 1年次の取得単位が57単位未満の者。
- (4) 期末試験未受験の者。

## [卒業]

第6条 卒業資格は次のとおりとする。

- (1) 2年次始業から2年次2月末日までの出席率が80%以上であること。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の期末試験を受験し、成績評価がC以上であること。
- (3) 2年次に57単位以上を取得すること。

## [卒業資格喪失]

第7条 次の者は卒業資格喪失となる。

- (1) 2年次始業から2年次2月末日までの出席率が80%未満の者。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の単位のF評価がある者。
- (3) 2年次の取得単位が57単位未満の者。
- (4) 期末試験未受験の者。

[専門士（語学専門課程）]

第8条 卒業条件を満たす者に、卒業と同時に専門士（語学専門課程）の称号を付与する。

[追試験]

第9条 以下のいずれかの理由によって第1条（2）のテストを受験できなかった者は、第11条の手続きを経ることによって、追試験が認められる。

追試験での成績は、第3条に定める試験の成績と同様、その得点をもって評価する。

追試験の手続きは第11条に準じる。

- （1） 病気、けが（診療明細書、領収書、薬の処方箋等、病院からもらった書類のコピー添付）
- （2） その他、学校長が正当と認めた場合

[再試験]

第10条 第1条に定めるテスト及び第9条に定める追試験において不合格であった者は、再試験を受験しなくてはならない。

再試験の得点は上限を60%と評価し、60%未満の得点は不合格とする。

再々試験は行わない。

[試験日の変更]

第11条 公欠と認められた場合は、第1条（2）のテストの実施日の変更を認める。

[追試験手続]

第12条 追試験を受験する者は、所定の用紙に下記の試験料を添えて教務部に提出し、受験票を担任教師に提出することによって試験を受けることができる。ただし、出席扱いとはならない。

追試験料は1科目1,000円とする。（ただし、学校が認める感染症の場合は免除とする）

[再試験手続]

第13条 再試験を受験する者は、所定の用紙に下記の試験料を添えて教務部に提出し、受験票を担任教師に提出することによって試験を受けることができる。ただし、出席扱いとはならない。

再試験料は1科目1,000円とする。

[試験の不正行為]

第14条 第1条に掲げた試験および単位認定に関わる課題に不正行為ありと認められた者は、その科目の成績評価は0点とする。

※2023年4月1日一部改訂  
※2022年4月1日一部改訂  
※2019年4月1日一部改訂  
※2014年4月1日一部改訂  
※2012年4月1日一部改訂  
※2011年4月1日一部改訂  
※2009年4月1日一部改訂  
※2008年4月1日一部改訂  
※2007年4月1日一部改訂  
※2006年4月1日より実施

# 日本語通訳ビジネス科 BIL 学生生活マニュアル

## 授業について

[遅刻・欠席などについて]

- ① 留学生活ではセルフコントロールが大事です。  
東京の電車は、特に朝は毎日のように遅れますが、駅でもらえる遅延証明は認めないので、電車が遅れていても間に合う時間に家を出るようにしてください。  
ただし、30分以上台風や事故などで交通が混乱した場合に限り、事情を確認し遅延を認めます。(遅延証明書の裏に名前と路線を書いて提出)  
また、授業の途中で長時間戻って来なければ、仮にトイレであっても欠席となります。
- ② 病気・事故・個人的な用事など、どんな理由でも授業を休めば「欠席」になります。
- ③ 欠席するときは必ず学校(担任)に連絡をしなければいけませんが、連絡しても「欠席」であることには変わりはありません。ただし、学校保健安全法で定められた感染症(インフルエンザなど)は登校禁止になるため(欠席ではなく)出席の扱いになります。所定の届出には証明書が必要になります。
- ④ 教務部では本人に現状の出席状況を教えることのみできます。「あと何日休んでも大丈夫ですか?」などの質問に答えることはできません。

[授業やテストについて]

- ① 出席率が日本語通訳ビジネス科は80%未満の人は、卒業資格喪失となります。  
出席率は1時限ごとに数えるので、1日休むと5時限欠席したことになります。  
留学ビザの更新など、出席率に関する入国管理局の審査が厳しくなっています。常に90%以上を心がけるようにしてください。
- ② 授業中に指示された課題は、必ず期限を守って提出してください。
- ③ 学校で勉強した日本語を使って、クラスメイトとは同じ国の人とでもいつも日本語で話すようにしましょう。また、学校だけでは日本人と話すチャンスが少ないので、学校の外での交流の機会などに参加するなど積極的に頑張りましょう。
- ④ 授業中に携帯電話を使うことは原則禁止です。メッセージが自動的に出てくる設定などは集中できず授業の妨げになる場合があります。自分で授業に集中しやすい設定にしてください。辞書機能は教員の許可があれば使用出来ます。また、授業の教室風景や板書などを許可なく写真に撮ることも禁止です。ホームページやブログ、FacebookなどのSNSにクラスメイトや教師、教室風景などの写真、動画などを本人の許可なく投稿することは肖像権侵害などの問題があるのでしてはいけません。
- ⑤ 授業中に配布されるプリント類をなくした場合は、自費で再コピーしなければなりません。自分の責任でプリント類を整理し、なくさないように注意してください。
- ⑥ 全てのテストおよび課題に不正行為ありと認められた場合は、0点になります。
- ⑦ テストや課題などの総合点が合格点に達していなかった場合、再試験となります。単位がとれないと進級、卒業ができなくなるのでしっかり勉強して必ず受けてください。



## 通学について

### [自動車・バイクでの通学禁止について]

本学園では、自動車・バイクによる通学を禁止しています。

学園内あるいは路上に駐車をすると、通行の妨げになり、他人に迷惑をかけることになり  
ますので絶対にしないようにしてください。なお、違反者は担任から警告を受けます。

### [自転車の利用について]

文化学園の駐輪場を利用する場合は、必ず教務の許可を得なければなりません。また、自  
転車を買ったら必ず、防犯登録をしなければなりません。

### [交通事故について]

交通事故は、事故発生後すぐに警察に報告する義務があります。交通事故に遭ってしまった  
たら、「急いでいるから」「大したことないから」と考えずに、まず警察に事故発生を連絡  
して警察官の立会いを求めてください。そして、相手の住所・氏名・電話番号を必ず確認し  
てください。

自分や相手が負傷した場合には、そのときは大ケガに感じられなくても、時間が経つと痛  
みが激しくなったり、後遺症が残ることもあるので、必ず病院に行き診断・治療を受けるこ  
とが必要です。

## 禁煙について

健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例に基づき、2021年4月1日に学園敷地  
内を全面禁煙といたしました。近隣各所にて喫煙に係る諸問題が起こっている現状によ  
り、学園の敷地内に一時的に喫煙所を再設置せざるを得ないという結論になり、2022年9  
月5日からH館跡地に喫煙所を設置しました。喫煙所の利用者は、注意事項・喫煙ルール  
等を厳守して使用してください。

## 禁酒について

本学園では、学園内でお酒を飲むこと、学校に持って来ることを禁止しています。ノンア  
ルコールビールも禁止です。

## 防犯について

### [貴重品の盗難について]

学園での盗難がしばしば発生しています。学園としては、その防止につとめていますが、  
必ずしも成果があがっていません。そこで各自が常時十分に注意することが必要です。特に  
次の事項については厳守してください。

1. パソコン教室、CALL 教室等での授業の時は貴重品を携行しましょう。
2. かばん・ハンドバッグなどの所持品を教室の机や、トイレの棚などに置いたまま離れ

ないようにしましょう。

3. 持物には、学籍番号、氏名を記入しておきましょう。万一、盗難にあったら、ただちに教務部に届け出てください。

#### [宗教の勧誘禁止について]

学内での宗教の勧誘は禁止です。学内で宗教の勧誘を受けた場合は、クラス担任の先生か教務部に連絡をしてください。

### 健康管理

意義ある学生生活を送るためには、健康が大切です。本校では、学生の健康管理に細心の注意を払うよう努力していますが、健康維持は、まず本人の努力によるところが多いのは、言うまでもありません。規則正しい生活を心がけましょう。

本校には医務室（A館4階）があります。医務室では急な病気やけがの応急処置および病院の紹介なども行っています。遠慮なく相談して下さい。また、学生相談室もあります。

### 学内美化

学園内の教室やパソコン室、CALL 教室などはお互い共通に使用する場ですから、まず「汚さず、散らかさず」を各自心がけてください。教室はきれいに使いましょう。教科書やプリントなどは必ず持って帰ってください。なお、日本では、ゴミは種類によって分別して捨てることになっています。本学園でもゴミ箱がそれぞれ分けられていますので指示に従ってください。

### 学内交流

この学校にはいろいろな国の学生がいて、それぞれ文化や習慣、宗教などが違います。お互いに違いを理解し合い、尊重しあって、楽しく勉強してください。みなさんの国の文化や習慣と日本人のものも違う部分があると思いますが、なるべく早く慣れて、勉強に集中できるように頑張ってください。

その他、困ったことは何でも教務の先生、担任に相談してください。